

音 楽（小学校）

1 改訂の基本的な考え方

- 音楽に対する感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。
- 音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働きについての意識を深める学習の充実を図る。
- 我が国や郷土の音楽に親しみ、よさを一層味わうことができるよう、和楽器を含む我が国や郷土の音楽の学習の充実を図る。

2 改善・充実の具体的事項

○目標の改善

- (1) 教科の目標の改善→音楽科で目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示している。また、資質・能力の育成に当たっては、児童が「**音楽的な見方・考え方**」を働かせて学習に取り組む必要があり、児童が教科としての音楽を学ぶ意味を明確にしている。
※「**音楽的な見方・考え方**」とは「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連づけること」であると考えられる。
- (2) 学年の目標の改善→「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理している。

○内容構成の改善→A表現・B鑑賞・共通事項での構成は従前どおりであるが、指導事項を下記のように再整理して、指導すべき内容が明確になるようにしている。

A表現（歌唱、器楽、音楽づくり）・・・「思考力、判断力、表現力等」「知識」「技能」
B鑑賞 ……………「思考力、判断力、表現力等」「知識」

○学習内容、学習指導の改善・充実

- (1) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化
 - ・「知識」に関する指導内容については、「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容を、歌唱、器楽、音楽づくり、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示している。
 - ・「A表現」の「技能」に関する指導内容については、思いや意図に合った表現などをするために必要となる具体的な内容を、歌唱、器楽、音楽づくりの分野ごとに事項として示している。そのことによって、音楽科における技能は「思考力・判断力・表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にしている。
- (2) 【共通事項】の指導内容の改善
 - ・共通事項は「A表現」「B鑑賞」の各事項の指導と併せて指導するものであり、アの事項を「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力、イの事項を「知識」に関する資質・能力として示している。
- (3) 言語活動の充実
 - ・音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置づけられるように指導を工夫することが重要である。
- (4) 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実
 - ・和楽器を第3学年・第4学年にも新たに位置付けている。また我が国や郷土の音楽の指導に当たっての配慮事項として「音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること」を新たに示している。

○「指導計画の作成と内容の取扱い」の改善

- ◇主体的・対話的で深い学び
- ◇各事項の関連
- ◇領域・分野の関連
- ◇他教科や幼児教育との関連
- ◇教育的ニーズに応じた指導
- ◇著作者の創造性を尊重する意識
- ◇コンピュータや教育機器の効果的な活用
- ◇合奏で扱う楽器の選択
- ◇「音楽を形づくっている要素」の示し方

3 移行措置について

- ・平成30年度から新学習指導要領によることができることとする。
- ・新学習指導要領を先行実施する場合、評価の観点については、現行のものを用いる。